（様式３）

機密保持に関する確認書

令和　年　月　日

柏市長　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　所在

　　　　　　　　　　　　　　　商号（名称）

　　　　　　　　　　　　　　　代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　　　　印

　株式会社○○（以下「当社」という）は，柏市が当社に開示する機密情報の取扱いに関し，以下の事項を遵守することを確約します。

第１条（目的）

　当社は，柏市が行う柏市健康アプリ構築・運用保守業務委託に係るプロポーザル等（以下「本件業務」という）を行うにあたり，柏市から提供又は開示された秘密情報（以下「機密情報」という）について，その機密を保持し，善良なる注意義務をもって管理し，本件業務以外の目的に使用しないものとする。

第２条（機密情報）

　本契約における「機密情報」とは，柏市から当社に開示され，かつ開示の際に機密である旨を明示した技術上又は営業上の情報，その他一切の情報をいう。

第３条（機密保持義務）

　当社は柏市の事前の同意無くして機密情報を第三者に開示，漏洩しない。ただし，次に該当する場合についてはこの限りではない。

１　行政当局や裁判所等の公的機関（以下「公的機関等」という）から依頼があった場合。なお，公的機関等に機密情報を開示した場合は，速やかに当社より柏市に対し，その旨を通知する。

２　本件業務に必要な保険の依頼先や，弁護士，公認会計士，税理士，不動産鑑定士及びコンサルタント等の専門家に対し，機密保持義務を課した場合。

第４条（適用除外）

　第３条の規定にかかわらず以下の情報については，当社は柏市に対し，機密保持義務を負わない。

１　柏市より当社に対し，開示，提供を受けた時点若しくは，当社が知りえた時点で既に既知となっている情報。

２　柏市より当社に対し，開示，提供を受けた時点若しくは，当社が知りえた時点で当社が所有していた情報。

３　柏市より当社に対し，開示，提供を受けた後若しくは，当社が知りえた後に当社の責によらず，既知となった情報。

４　当社が独自に開発した情報若しくは，当社が柏市を介さず，独自に知りえた情報。

５　当社が正当な権限を有する第三者より機密保持義務を負うことなく入手した情報。

第５条（返還義務）

　当社は本件業務の結果，契約に至らなかった場合，辞退した場合，契約後履行を完了した場合は，速やかに，柏市より開示又は提供された資料，図面，データその他一切の情報を柏市の指示に基づき，柏市に返還又は破棄するものとする。

第６条（機密保持期間）

　本確認書の有効期間は，本確認書の提出日から１年間とする。

第７条（権利義務の譲渡の禁止）

　当社は，事前の書面による柏市の承諾を得ることなく，本書により生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し，担保に供し，又は承継させないものとする。

第８条（協議）

　本書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については，柏市と誠意をもって協議の上，解決を図るものとする。

以　上